

# 役員等報酬規程

(平成30年4月1日施行)

## 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、法人定款第8条及び第22条に基づき、社会福祉法人米沢仏教興道会（以下「法人」という。）の評議員及び役員及び各委員会の委員の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程でいう評議員とは法人定款第5条に定める者をいい、役員とは法人定款第16条に定める者をいう。

- 2 本規程でいう各委員会の委員とは、任期を定め会長が委嘱状を交付した者をいう。
- 3 法人三役である会長、常務理事、会計理事は常勤とする。
- 4 評議員、法人三役以外の役員、各委員会の委員は非常勤とする。
- 5 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等)

第3条 報酬は次の通りとする。

(1) 役員報酬

役職名	報酬額
会長	月額 200,000 円
常務理事	月額 200,000 円
会計理事	月額 200,000 円
監事	月額 10,000 円

(2) 法人三役以外の評議員及び役員及び各委員会委員の報酬

役職名	報酬額	摘 要
評議員 理 事 監 事 委員会の委員	日額 5,000 円	評議員会・理事会・各委員会に出席の場合 監事監査実施の場合 命により出張を行う場合

(3) 法人就業規則に定める定年退職年齢を過ぎている者で、法人職員と理事を兼務する場合の報酬

職名	報酬額	摘 要
施設長 事務長	月額 350,000 円	本会の管理職として職を有する者
職員	月額 250,000 円	本会の職員として職を有する者

- 2 前項において、現に法人三役で、かつ第3号に該当する場合の報酬額は、第3号の報酬額を適用する。
- 3 第1項第2号の報酬の対象は、会長名にて会議開催の案内がされた者とする。
- 4 昼食代は、午前から午後にかけて引き続き行われる場合にのみ2,000円を上限として必要に応じて現物又は現金にて支給することができる。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬等の支払いは次の通りとする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第3号の役員については、法人給与等支給規程第7条を準用し、法人が指定する金融機関の口座へ振り込む方法により支払う。
- (2) 第3条第1項第2号の役員については、その支給事由の生じた都度現金で支給する。
- 2 第3条第1項第1号及び第3号の役員が退任した場合はその日まで、着任した場合はその日から支給する。日割り計算の方法については、報酬月額からその月の日数を除し、その月の就任日数を乗じた額とする。
- 3 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額とし、社会保険料等法令で定められているものを控除することができる。

(旅費及び必要経費)

- 第5条 評議員及び役員及び各委員会委員が、法人業務のため出張する場合は、法人旅費規程により旅費を支給することができる。
- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を支給することができる。

(適用除外)

- 第6条 現に法人正規職員として施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。
- 2 施設長等の職員を兼務するよう任命された理事は、本規程第2条第4項、第3条第1項第2号、同条第3項、同条第4項を適用せず、職務職責の対価として第3条第1項第3号を給与として支給する。

(改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の承認を経て評議員会の議決を得なければならない。

付 則

1. この規程は、平成29年4月1日より適用する。
2. この規程は、平成30年3月13日一部改定し、平成30年4月1日より適用する。(第6条一部改定)
3. この規程は、平成30年6月18日一部改定し、平成30年4月1日より適用する。(第6条一部改定)